

第2期

行政経営改革大綱を策定しました

企画課政策推進係 ☎0824・73・1112

市は、行政経営改革審議会からの答申を受けて、行政経営改革の指針となる第2期の大綱（基本計画）を策定しました。

（対象期間／平成26年度～32年度末）

基本方針

「地方公共団体は、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならぬ」という地方自治法の規定を踏まえ、基本方針を次のとおり定めます。

○同じ行政サービスであればコストを削減し、同じコストであれば行政サービスの向上を図る。

○地方分権が進展する中で基礎自治体が担う役割を果たすため、限りある資源（人材・財源・資産など）を最大限に活用し、最少の経費で最大の効果を発揮する。

主な取り組み項目

行政評価の推進

まちづくり基本条例の趣旨も踏まえ、市民の参画を得て既存事業を評価・検証するシステムを構築します。

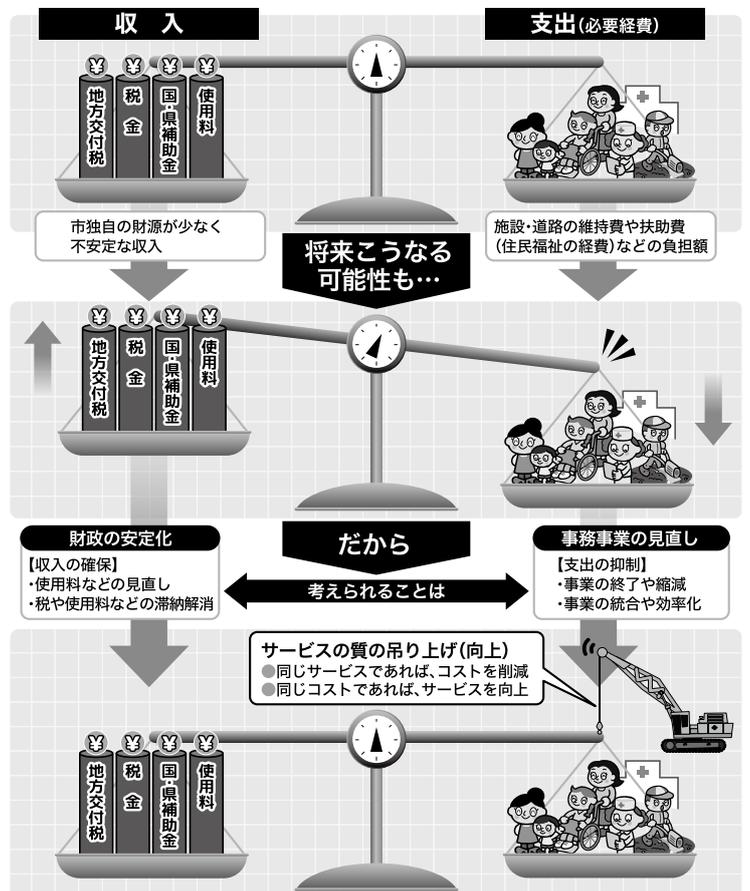
職員数の適正化

計画的な削減を前提にしながら、行政サービスを維持するために必要な職員を確保します。※詳細は次のページの定員マネジメントプラン（第2期定員適正化計画）をご覧ください。

人材育成の推進

多様化する行政への要望に、限られた人員で対応するためには、職員一人一人のスキルアップが不可欠です。「庄原市人材育成基本方針」に基づいて、

行政経営改革のイメージ



安定的な財政運営

財政分析、将来予測をわかりやすく市民の皆さんに示し、職員・市民が本市の財政状況を再認識する中で、歳入の確保、歳出の抑制に努め、安定的・持続的な財政運営に努めます。

公有財産の最適管理

公有財産は、将来を見据えた中長期

職員の育成と総合的な資質向上・能力発揮に取り組みます。

まちづくり基本条例を基底としたまちづくりの推進

「市民が主役のまちづくり」を実践するため、職員・市民の意識改革や意欲向上、既存事業の見直しなどに取り組みます。

※詳しい内容は、市ホームページに掲載しています。